

「令和8年度 八尾市食品衛生監視指導計画(案)」に対する 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

「令和8年度 八尾市食品衛生監視指導計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。
ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ趣旨のご意見については、まとめて回答します。

(1) 意見募集期間 令和8年2月6日(金)～令和8年3月6日(金)

(2) 提出者数及び意見数

提出者数 (者)	意見数 (件)	意見の種類	
		計画の記載事項に 関する意見・提言	その他の意見・ 要望
1	1	1	0

(3) 意見の概要と市の考え方

項目	市民意見の要約	市の考え方
1 P.8 第5 7 食品等による健康被害発生時の対応	健康食品だけでなくサプリメントや健康を謳うグミなどについても、健康被害発生時には健康食品と同等の対応をすべき。	「いわゆる健康食品」とは、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して撰られている食品全般を指しており、サプリメントや菓子の形状をした食品を含みます。